

# 神奈川県国土強靱化地域計画

平成 29 年 3 月  
神奈川県

## 目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第1章 基本的な考え方	2
1 目標設定	2
(1) 基本目標	2
(2) 事前に備えるべき目標	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
第2章 脆弱性評価	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスク	4
3 起きてはならない最悪の事態の想定	4
4 施策分野の設定	5
5 脆弱性評価の結果	5
第3章 強靱化の推進方針	7
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	7
1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	7
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	17
1-3 大規模津波等による多数の死者の発生	20
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	24
1-5 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	26
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	31
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	32
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	32
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	35
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	36
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	38
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	39
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	40
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	42

3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	43
3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	43
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	44
3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	45
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	47
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	47
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	48
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	49
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	49
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	50
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	50
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	50
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	51
5-6	食料等の安定供給の停滞	52
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	52
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	52
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	54
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	54
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	55
7	制御不能な二次災害を発生させない	56
7-1	市街地での大規模火災の発生	56
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	57
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生	57
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	58
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	59
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	59
7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	60
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	61

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	61
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	61
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	62
8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	65
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	65
第4章	計画の推進	67
1	施策の重点化	67
2	計画の見直し	67
	（別紙1）国土強靱化に係る施策の洗い出し結果	68
	（別紙2）脆弱性評価結果	74

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。

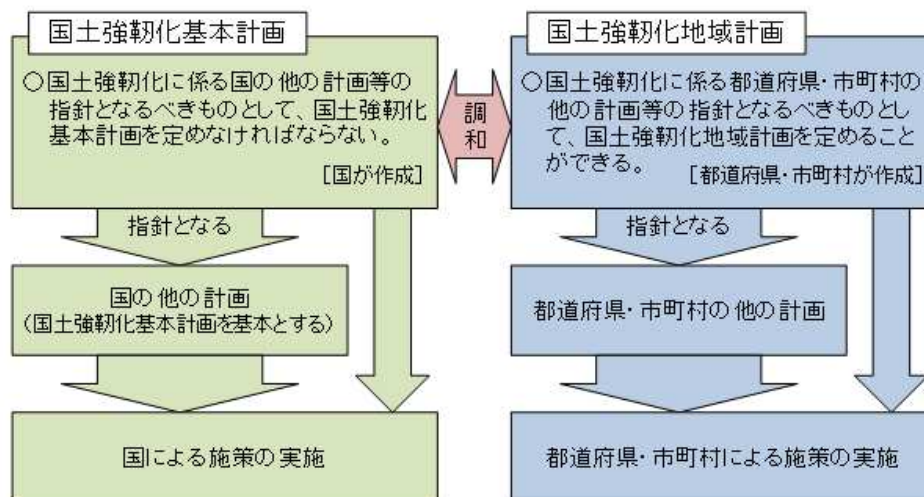
国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものである。

神奈川県では、このような国の動きに併せて、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、神奈川県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものである。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



### 3 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とし、以降、概ね 5 年ごとに見直しを行う。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 目標設定

本県の国土強靱化を推進するにあたり、「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定める。なお、各目標は、基本計画との調和を保つため、基本計画と同様とする。

#### (1) 基本目標

人命の保護が最大限図られること  
社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること  
県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化  
迅速な復旧復興

#### (2) 事前に備えるべき目標

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる  
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)  
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する  
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する  
大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)  
を機能不全に陥らせない  
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、  
ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これら  
の早期復旧を図る  
制御不能な二次災害を発生させない  
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復で  
きる条件を整備する

### 2 強靱化を推進する上での基本的な方針

本県の強靱化を推進するにあたり、基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととする。

#### 【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組む。
- ・地域の活力高揚や経済成長にも資する取組とする。

#### 【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

- ・「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

**【効率的な施策の推進】**

- ・人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる。
- ・既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。

**【地域の特性に応じた施策の推進】**

- ・人のつながりやコミュニティ機能を強化し、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮するとともに、本県の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進する。

## 第2章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図るうえで必要な対策を明らかにするため、大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、重要なプロセスである。

本県においても、国が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施する。

### 2 想定するリスク

本県において想定される大規模自然災害全般とする。

県民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、当面大規模自然災害を想定した評価を実施する。

### 3 起きてはならない最悪の事態の想定

本計画では、基本計画を踏まえ、次の40の「起きてはならない最悪の事態」を想定する。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態



5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次の7つの個別施策分野と1つの横断的分野を設定する。

##### 【個別施策分野】

- ・ 行政機能 / 警察・消防等
- ・ 住宅・都市・交通・国土保全
- ・ 保健医療・福祉
- ・ 情報通信
- ・ 産業・物流・エネルギー
- ・ 環境・農林水産
- ・ 土地利用

##### 【横断的分野】

- ・ リスクコミュニケーション

#### 5 脆弱性評価の結果

本県では、神奈川県地震防災戦略や神奈川県地域防災計画における事前対策を参考としながら、国土強靱化に資する施策について洗い出しを行い、「起きてはならない最悪の事態」ごとに課題を抽出した。

国土強靱化に係る施策の洗い出し結果は、別紙 1 のとおり。  
また、脆弱性評価の結果は、別紙 2 のとおり。

### 第3章 強靱化の推進方針

本章は、脆弱性評価の結果に基づき、

「事前に備えるべき目標」

↳ その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」

↳ 各事態を回避するための各「施策」の推進方針

のとおり構成し、方針を整理する。また、各「施策」の記載順は、神奈川県地震防災戦略や神奈川県地域防災計画との相互関係性の観点から整理している。

なお、各「施策」と別紙1（国土強靱化に係る施策の洗い出し結果）との関連性を、次のとおり「起きてはならない最悪の事態」ごとに一覧表で示す。

#### 《「最悪の事態」を回避するための施策一覧の凡例》

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
1	洗い出しにより整理した最悪の事態を回避するための施策	各施策が関連する施策分野に“ ”を記載 各分野は次のとおり略称で表記。 行政機能/警察・消防等：行政機能 住宅・都市・交通・国土保全：住宅・都市 保健医療・福祉：保健医療 情報通信：情報通信 産業・物流・エネルギー：産業・物流 環境・農林水産：環境・農林 土地利用：土地利用 リスクコミュニケーション：リスクコ							
2									
3									
4									
5									
6									
...									

#### 《各施策の推進方針の凡例》

推進方針	当該施策の推進方針を記載		
主な取組	当該施策の主な取組を例示 [ ]内は担当部局等		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	当該施策に関連する重要業績指標	当該指標の、現状で把握可能な数値及び該当年度	当該指標の、目標とする数値及びその達成目標年度
関連計画	主な取組に関連する各種個別計画		

（事前に備えるべき目標）

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（起きてはならない最悪の事態）

1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策								
	建物の不燃化対策								
	計画的な土地利用								
	市街地の防災性向上								
	アポイド情報による危険回避								
	避難場所の確保・整備								
	液状化対策								
	危険物等施設の安全対策								
	県民の防災意識の向上								
	外国人の安全確保対策								
	防災教育の充実								
	ハザードマップによる啓発								
	シェイクアウト訓練の実施								
	住民参加の防災訓練の実施								
	関係機関との連携による防災訓練の実施								
	消防団・自主防災組織の強化								
	避難所の確保・整備								
	要配慮者等への支援								
	学校の防災体制の整備								
	文化財所有者・管理者の防災対策								

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策

推進方針	住宅の耐震化について、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う民間木造住宅等の耐震化事業に対し財政支援を行い、県民の取組を推進します。[安全防災局]</li> <li>・市町村が行う家具転倒防止器具設置等の住宅安全対策事業に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・県営住宅の計画的な建替えにより耐震性の向上に取り組むとともに、高経年化した県営住宅の耐震性について、再確認の検討を進めます。[県土整備局]</li> <li>・県民や事業者を対象とした各種研修会、パンフレットの配布等を通じて、家具・家電の転倒防止対策等の普及・啓発を図ります。[安全防災局]</li> <li>・耐震診断・耐震知識に関するパンフレットの配布や耐震セミナー・講習会を実施するとともに、市町村の耐震関係補助制度一覧を県ホームページへ掲載し、耐震化に関する普及・啓発を行います。[県土整備局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	住宅の耐震化率 家具固定率	89%[H25] 39%[H28]	95%[H32] 65%[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 1、重点施策 4 神奈川県耐震改修促進計画		

## 建物の不燃化対策

推進方針	地震による出火を防止するため、感震ブレイカー等の設置を推進します。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う民間住宅の不燃化事業、感震ブレイカー等設置事業に対し財政支援を行い、県民の取組を推進します。[安全防災局]</li> <li>・感震ブレイカー等の設置を推進するための普及・啓発を実施します。[安全防災局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	感震ブレイカー等の設置率	8.9%[H28]	10%[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策24		

## 計画的な土地利用

推進方針	市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備に関し、事業計画の策定や交付金の採択について技術的支援を行います。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う災害危険度判定調査、住民等とのまちづくり活動及び防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備について、都市防災総合推進事業の採択に向けた取組を支援していきます。[県土整備局]</li> <li>・県土の安全性を高めるため、神奈川県土地利用基本計画等に基づき、防災に配慮した、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。[政策局][県土整備局]</li> <li>・河川整備等と連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図ります。[環境農政局][県土整備局]</li> <li>・市町が街区内の公園、コミュニティ防災拠点及びオープンスペースを確保することを支援します。[県土整備局]</li> </ul>		
関連計画	神奈川県土地利用基本計画		

## 市街地の防災性向上

推進方針	延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進します。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業等による土地の高度利用、建築物の耐震化等を進め、既成市街地の再整備を促進します。[県土整備局]</li> <li>・土地区画整理事業において、都市の安全性を高めるために広幅員道路及び駅前広場の整備、公園緑地の確保等により面的な整備を進め、一層の防災性の向上を図ります。[県土整備局]</li> <li>・過年度までに抽出した、大規模盛土造成地の調査対象箇所「変動予測調査の優先度を定めた計画」策定に向けた、優先度評価を実施します。[県土整備局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	市街地再開発事業等による整備完了地区数	10地区実施[H28]	10地区完了[H34]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策28		

## アボイド情報による危険回避

推進方針	自然災害による被害発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、「自然災害回避（アボイド）行政」を継続して推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害回避（アボイド）情報を県民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。[安全防災局][環境農政局][県土整備局]</li> </ul>

## 避難場所の確保・整備

推進方針	市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ります。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が広域避難地を選定する際に参考となる基準を定め、市町村による避難場所の指定拡大に協力します。[安全防災局]</li> <li>・市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力できるよう、指定管理者制度により県立施設を管理する指定管理者との協定に、避難場所等に指定される可能性及びその運営に協力すること、緊急の必要がある場合には指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込みます。[総務局ほか関係局]</li> <li>・火災の延焼遮断帯、避難路となる都市計画道路の計画的な整備を推進して、災害に強いまちづくりを進めます。[県土整備局]</li> <li>・県立都市公園の拡充を推進するとともに、防災拠点となる都市公園については、市町村との役割分担を踏まえて施設整備を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進めます。[県土整備局]</li> <li>・市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。[県土整備局]</li> <li>・道路、河川等の整備で、幅の広い道路、電線類の地中化、ゆとりある河川の高水敷の整備等を実施し、防災空間の確保を進めます。[県土整備局]</li> <li>・農地の整備を行うことで、災害時に避難地等としても活用可能な防災に資する空間を確保します。また、延焼防止や水確保の機能を果たす農道、水路等の基盤整備を進めます。[環境農政局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	都市計画道路整備の着手・整備継続・完了予定路線数	計画路線30、整備済み14、着手済み15、未着手1[H27]	着手・整備継続・完了予定17[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策29		

## 液状化対策

推進方針	継続して液状化対策を進めるとともに、県民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域や対策工法の啓発に努めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の建築物、構造物に対しては、液状化対策等を実施するとともに、既存施設等で液状化の被害のおそれのあるものは、補強対策を実施します。[関係局]</li> <li>・(財)神奈川都市整備技術センターによる地質調査結果の情報提供に協力します。[環境農政局][県土整備局][企業局]</li> <li>・県民や事業者を対象とした各種研修会等で、地震被害想定調査で想定した地域の液状化危険度について普及・啓発を行います。[安全防災局]</li> <li>・ホームページ(e-かなマップ)に掲載している、液状化の危険度や土地履歴情報(明治期の地形図)について、広く周知します。[安全防災局]</li> </ul>

## 危険物等施設の安全対策

推 進 方 針	危険物等施設について、安全管理対策の拡充を進めます。また、危険物等施設における津波対策を進めます。
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。[安全防災局][環境農政局]</li> <li>・高圧ガス事業者に対して、津波浸水想定や津波に対する有効な対策等の情報を提供します。[安全防災局]</li> <li>・危険物等施設の従事者に対する安全対策についての研修を、関係団体と共同して実施します。[安全防災局][環境農政局][保健福祉局]</li> </ul>

## 県民の防災意識の向上

推 進 方 針	県民の防災意識の向上に努め、「自助」「共助」の取組を推進します。
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う防災啓発事業に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・災害の擬似体験や映像・展示による防災情報の提供を行い、防災知識の普及・啓発を行います。[安全防災局]</li> <li>・市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカーの設置、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。[安全防災局][県土整備局]</li> <li>・地震防災戦略で定めた減災目標の達成に向けて、市町村や防災関係団体と連携・協力し、積極的に広報を行うことで、県民や事業者等の防災意識の向上を図ります。[安全防災局]</li> <li>・県民の防災意識の向上を図るため、神奈川県広報番組や生涯学習活動などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。[安全防災局][県民局][保健福祉局][教育局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策7、重点施策9 神奈川県耐震改修促進計画



## 外国人の安全確保対策

推進方針	やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行います。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人のための防災対策をさらに促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。[県民局]</li> <li>・防災に関するパンフレットや冊子を、やさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行います。[県民局]</li> <li>・大規模災害発生時に、神奈川県災害多言語支援センターを立ち上げ、やさしい日本語及び多言語による情報提供をするとともに、外国人住民からの相談対応を行います。[県民局]</li> <li>・外国人旅行者向けプッシュ型情報配信アプリ「Safety tips」の普及・啓発を実施します。[安全防災局]</li> </ul>		
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策7、重点施策22		

## 防災教育の充実

推進方針	学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内小中学校等の教員を対象に「地域防災力の強化に向けた研修」を実施します。[安全防災局]</li> <li>・市町村が行う防災教育に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・災害図上訓練（DIG）等の生徒参画型の実践的な防災訓練の各県立学校での実施を推進します。[教育局]</li> <li>・教職員の防災・減災の指導力向上を図るための研修を実施します。[教育局]</li> <li>・国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。[県民局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	「地域防災力の強化に向けた研修」受講校数	380校[H27]	1,340校[H31]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策8		

## ハザードマップによる啓発

推進方針	ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、県民の防災意識の向上を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う各種ハザードマップ等の作成に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・沿岸市町による津波ハザードマップの作成を支援します。[安全防災局][県土整備局]</li> <li>・土地取引における活用等を通じて、津波浸水想定や津波ハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。[県土整備局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 9、重点施策18

## シェイクアウト訓練の実施

推進方針	自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震に限らず災害発生時の的確な安全確保行動等の普及を進めます。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に安全確保行動を行えるよう、県民・事業者・行政機関等に広く参加を呼びかけ、「かながわシェイクアウト(いっせい防災行動訓練)」を行います。[安全防災局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	訓練参加者数	175万人[H28]	200万人[H30]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 5、重点施策20、重点施策25		

## 住民参加の防災訓練の実施

推進方針	行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う住民参加の防災訓練に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・大規模災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に県民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 5、重点施策20、重点施策25

## 関係機関との連携による防災訓練の実施

推進方針	医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や関係機関と連携して訓練等を行い、地震災害に対する体制及び連携の強化、対応力の向上を図ります。[各地域県政総合センター]</li> <li>・大規模災害発生時に広域防災活動拠点における災害対策活動を速やかに行えるよう訓練を実施するとともにマニュアルの内容を検証し、対応力の向上を図ります。[各地域県政総合センター]</li> <li>・「ビッグレスキューかながわ（県・市町村合同総合防災訓練）」や津波対策訓練を実施します。[安全防災局]</li> <li>・九都県市合同防災訓練・図上訓練を実施し、県域を越えた近隣都県との連携を図ります。[安全防災局]</li> <li>・各応援機関等と連携して、図上訓練等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。[安全防災局]</li> </ul>		
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策5、重点施策13、重点施策20、重点施策25		

## 消防団・自主防災組織の強化

推進方針	大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う消防団の施設・資機材整備、訓練等に対し、財政支援を行い、消防団の強化を図ります。[安全防災局]</li> <li>・市町村が行う自主防災組織の資機材整備、訓練等に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・消防団員が消火・救助・救急に係る知識・技術を習得できるよう、消防団員に対する教育訓練を行います。[安全防災局]</li> <li>・自主防災組織リーダー等を対象に研修を行い、防災に関する知識、技術を習得させるとともに、防災意識の向上や防災行動力の強化を図ります。[安全防災局]</li> <li>・自主防災組織の活動への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織リーダー等への女性の参画を促すため、普及・啓発を実施します。[安全防災局]</li> <li>・消防団の加入促進のため、「消防団応援の店」制度を推進するなどの啓発活動を行います。[安全防災局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	自主防災組織の活動カバー率 自主防災組織の訓練回数	80%[H26] 6,777回[H26]	100%[H36] 7,400回[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策10、重点施策26		

## 避難所の確保・整備

推進方針	大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震発生時において、市町村単独では避難所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、市町村域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、市町村と共同して体制の整備を図ります。[安全防災局]</li> <li>・指定避難所の指定・整備を行う市町村に対し、災害時の燃料備蓄という観点から液化石油ガスの有用性の周知を図ります。[安全防災局]</li> <li>・アドバイザーの派遣等により指定避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。指定避難所の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めます。[保健福祉局]</li> </ul>

## 要配慮者等への支援

推進方針	高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う避難行動要支援者の避難支援体制の整備事業に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・「要援護者支援マニュアル作成指針」や「災害時要援護者対応マニュアル」などのマニュアル等について適宜見直しを行い、支援体制等の整備に努めます。[県民局][保健福祉局]</li> <li>・大規模災害発生時に、高齢者や障害者など福祉的支援を必要とする者に対する支援を行うため、福祉施設や職能団体等とのネットワークによるチームを設置し、派遣する職員等に対する研修など人材育成を行います。[保健福祉局]</li> <li>・保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、市町村と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。[県民局]</li> <li>・市町村が結ぶ、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するための施設管理者との災害時の協定の促進に努めます。[保健福祉局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策22

## 学校の防災体制の整備

推進方針	児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合は想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。[教育局]</li> <li>・教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。[教育局]</li> <li>・児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。[教育局]</li> <li>・国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。[県民局]</li> <li>・避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。また、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。[安全防災局][教育局]</li> </ul>

## 文化財所有者・管理者の防災対策

推進方針	災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災時のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等を行います。[教育局]</li> <li>・文化財所有者が行う耐震化等の防災対策工事等に対し、補助を行います。[教育局]</li> <li>・公開中の「文化財防災マップ」により、所有者等の減災・防災の意識向上を図ります。[教育局]</li> <li>・文化財所有者宛に、日常の取組や災害発生時の行動、市町村の連絡先を記載した文書を送付し、減災・防災の意識向上及び災害発生時における所有者等と市町村との連絡体制を確保します。[教育局]</li> </ul>

(起きてはならない最悪の事態)

### 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	民間大規模建築物の耐震化								
	防災拠点となる公共施設等の耐震化								
	多数の者が利用する施設の安全確保								
	社会福祉施設の防災対策								
	要配慮者等への支援								
	学校の防災体制の整備								
	文化財所有者・管理者の防災対策								

## 民間大規模建築物の耐震化

推進方針	地震発生時に多くの人が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などでの地震の揺れによる被害軽減を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発を実施するとともに、市町村と協働して耐震化を推進します。[県土整備局]</li> <li>・市町村が行う、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に関する取組を支援します。[県土整備局]</li> <li>・民間施設の耐震性の向上を図るため、特に、学校、社会福祉施設、病院などの耐震化に対して、必要な財政的支援を行います。[県民局][保健福祉局][県土整備局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	多数の者が利用する建築物の耐震化率	89%[H26]	95%[H32]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 2 神奈川県耐震改修促進計画		

## 防災拠点となる公共施設等の耐震化

推進方針	被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化を進めます。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断を実施する私立学校に対し助成します。[県民局]</li> <li>・県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）に基づき、県立学校施設の耐震化を進めます。[教育局]</li> <li>・行政関連施設や要配慮者等施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐震化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。[関係局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	95%[H27]	100%[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 2、重点施策 3 県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）		

## 多数の者が利用する施設の安全確保

推進方針	地下街、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。
主な取組	・各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。[安全防災局]

## 社会福祉施設の防災対策

推進方針	社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立社会福祉施設の耐震診断、耐震工事を実施するとともに、民間社会福祉施設の耐震化に対して財政的支援を行います。[県民局][保健福祉局]</li> <li>・地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、社会福祉施設等の管理者が、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された市町村の地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めるよう、必要な情報提供を行います。[県民局][保健福祉局]</li> <li>・やむを得ず浸水のおそれがある場所に要配慮者施設を設置する場合は、安全なスペースの整備等に努めます。[保健福祉局]</li> </ul>

## 要配慮者等への支援

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## 学校の防災体制の整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## 文化財所有者・管理者の防災対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

### 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	津波避難施設等の整備							
	津波避難に係る情報伝達体制の整備							
	津波に関する知識の普及啓発							
	津波対策訓練の実施							
	海岸保全施設等の整備							
	津波対策を意識したまちづくり							
	県民の防災意識の向上							
	外国人の安全確保対策							
	防災教育の充実							
	ハザードマップによる啓発							
	シェイクアウト訓練の実施							
	住民参加の防災訓練の実施							
	関係機関との連携による防災訓練の実施							
	消防団・自主防災組織の強化							
	社会福祉施設の防災対策							
	要配慮者等への支援							
	学校の防災体制の整備							

#### 津波避難施設等の整備

推進方針	津波避難施設や避難路等を整備し、津波発生時の迅速な避難を支援します。		
主な取組	・沿岸市町が行う津波避難施設や津波避難路の整備等に対し、財政支援を行います。[安全防災局]		
業績重指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数	-市町	15市町[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策19		



## 津波避難に係る情報伝達体制の整備

推進方針	住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、津波情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進めます。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸市町の避難指示等発令基準の策定などを支援します。[安全防災局]</li> <li>・津波監視カメラ、津波情報盤の設置を進めます。[環境農政局]</li> <li>・地域の住民や海浜利用者への確実な情報伝達のため、防災行政無線や全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の保守及び運用に努める沿岸市町の、災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。[安全防災局]</li> <li>・大津波警報及び津波警報が発表された場合に、該当沿岸地域のＮＴＴドコモの携帯電話（スマートフォンを含む）に津波避難に関する緊急情報の一斉メール配信を実施します。[安全防災局]</li> <li>・住民の迅速かつ適切な避難を促すため、平成27年3月に設定した津波浸水想定を踏まえた津波情報看板の更新を行います。[県土整備局]</li> <li>・民間団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちにも津波警報等が伝わるように、オレンジフラッグのように視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。[安全防災局][県土整備局]</li> </ul>		
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策18、重点施策23		

## 津波に関する知識の普及啓発

推進方針	津波発生時の避難行動に結びつくよう、県民等の津波防災意識の向上を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、過去の歴史地震による津波の発生、規模を想定するため、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査などの科学的知見に基づく調査を実施します。[安全防災局]</li> <li>・津波対策推進会議を開催し、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、津波避難看板へのピクトグラムの採用など、取組の検討及び推進を図ります。[安全防災局]</li> <li>・津波避難に関する意識向上を図るための普及・啓発を実施します。[安全防災局]</li> <li>・高圧ガス事業者に対して、津波浸水想定や津波に対する有効な対策等の情報を提供します。[安全防災局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	津波避難計画を作成した沿岸市町数	7市町[H26]	15市町[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策18		

## 津波対策訓練の実施

推進方針	様々な状況を想定した津波対策訓練を繰り返し実施し、県民等の津波からの早期避難意識を高めます。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、警察、消防、自衛隊、海上保安庁や民間の救護組織等と連携して、津波情報伝達訓練、避難訓練、海上からの救出・救助訓練等を実施します。[安全防災局]</li> <li>・南海トラフや相模トラフ等で発生が懸念される最大クラスの津波やその到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、津波警報等が発表された場合の対応等、具体的かつ実践的な訓練を継続的に実施します。また、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努めます。[安全防災局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	津波避難訓練の実施率	87%[H27]	100%[各年度]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策20		

## 海岸保全施設等の整備

推進方針	防潮堤や河川堤防など、海岸保全施設等の整備を進め、津波の浸水、河川遡上などを防止・抑止して、迅速な避難を支援し、また被害の拡大を抑制します。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的発生頻度が高い津波（数十年～百数十年に1回程度）を対象に、津波による浸水を防止するための施設整備を実施します。[県土整備局]</li> <li>・比較的発生頻度が高い津波（数十年～百数十年に1回程度）を対象に、津波の河川遡上による浸水を防止するための施設整備を実施します。[県土整備局]</li> <li>・海岸堤防・防潮堤、防潮門扉等の海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図ります。また、津波の減衰効果や漂流物の捕捉効果などが期待できる海岸砂防林の保護・育成を図ります。[環境農政局][県土整備局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	発生頻度が高い津波に対する施設整備を行う海岸数	2海岸[H27]	7海岸[H36]
	発生頻度が高い津波に対する施設整備を行う河川数	-河川[H27]	5河川[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策21		

## 津波対策を意識したまちづくり

推進方針	津波からの避難の視点等を踏まえて、まちづくりを進めます。
主な取組	・最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を、津波浸水想定や基準水位により、地域の危険度・安全度を住民等に周知し、津波から住民等が円滑かつ迅速に避難することができるよう、津波災害警戒区域の指定に向けて沿岸市町と検討・調整を行うとともに、かながわ都市マスタープランの実現に向けた都市機能の集約化や、自助・共助の取組と連携した防災・減災を明確に意識した都市づくりを推進します。[安全防災局][県土整備局]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策18 かながわ都市マスタープラン

### 県民の防災意識の向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 外国人の安全確保対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 防災教育の充実

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### ハザードマップによる啓発

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### シェイクアウト訓練の実施

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 住民参加の防災訓練の実施

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 関係機関との連携による防災訓練の実施

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 消防団・自主防災組織の強化

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

社会福祉施設の防災対策  
再掲（推進方針は 1-2 に記載）

要配慮者等への支援  
再掲（推進方針は 1-1 に記載）

学校の防災体制の整備  
再掲（推進方針は 1-1 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

#### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	治水対策								
	河川改修								
	排水施設の整備								
	高潮対策								
	農業用施設等の整備								
	計画的な土地利用								
	市街地の防災性向上								
	アボイド情報による危険回避								

#### 治水対策

推進方針	都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の河川のうち、特に過去の大雨で水害が発生した河川や都市化の著しい河川について、都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）により整備します。[県土整備局]</li> <li>・ 特定都市河川や総合治水対策特定河川に指定されている鶴見川、境川、引地川、目久尻川の4河川について、流域の保水機能の確保、安全な土地利用の指導などと併せて治水施設の整備を積極的に進めます。[県土整備局]</li> <li>・ 県民の安全確保のため、水位周知河川の指定を進めます。このため、未指定の河川への水位計の整備を進めるとともに、氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）を定めるための調査を行います。また、水位周知河川等、浸水の恐れのある河川について、平成27年の水防法の改正を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の見直しを進めます。[県土整備局]</li> </ul>
関連計画	かながわの川づくり計画

## 河川改修

推進方針	大河川については、長期的には年超過確率1/100 から1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標として、また、その他早急に改修を必要とする中小河川については、1時間あたり50mm～60mmの降雨相当（4年～10年に1回の降雨）の計画規模を当面の目標として治水対策を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大河川（相模川、酒匂川、中津川）について、長期的には年超過確率1/100 から1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、相模川については、さがみ縦貫道路に沿った無堤部の築堤を完成させるとともに、海老名市河原口地区の拡幅を進め、治水安全度の確保を図ります。なお、相模川、酒匂川については、国や他県と連携して進めます。[県土整備局]</li> <li>・中小河川については、長期的には年超過確率1/30 から1/100 の規模の洪水を安全に流下させることを目標としていますが、特に過去の大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい地域を流れる河川について重点的に河川の整備を進める都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）により、18河川を治水上特に重要な河川と位置づけ、当面、1時間あたり概ね50mm～60mmの降雨に対応した治水安全度の確保を図ります。[県土整備局]</li> </ul>
関連計画	都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）

## 排水施設の整備

推進方針	市町村が実施する浸水防止対策の整備を促進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が浸水対策のために行う下水道の整備について、勉強会等を開催し、技術的な支援を行います。[県土整備局]</li> </ul>

## 高潮対策

推進方針	<p>海岸高潮対策として、護岸等を整備するのみならず、侵食に合わせ、かつ、環境・利用が調和した対策を実施します。</p> <p>河川高潮対策として、帷子川においては、築地橋、万里橋、平岡橋、JR 東海道本線橋りょう、JR根岸線橋りょう、JR 貨物線橋りょう、京浜急行橋りょうの7橋りょうの対策を検討します。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎、二宮及び小田原海岸等において、海岸高潮対策として、養浜、突堤、護岸等の整備を進めます。[県土整備局]</li> <li>・小田原漁港海岸で侵食防止・高潮対策の人工リーフの整備を進めます。[環境農政局]</li> <li>・河川高潮対策として、帷子川において河川改修事業を行っており、今後も計画的に改修を進めていきます。[県土整備局]</li> </ul>

## 農業用施設等の整備

推進方針	農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性をより一層向上します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施します。[環境農政局]</li> <li>・河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について整備補強工事を計画的に実施します。[環境農政局]</li> <li>・広域農道、港湾、漁港、海岸、林道、治山の各施設について機能の保持又は向上のための維持補修を行います。[環境農政局]</li> <li>・脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進します。[環境農政局]</li> <li>・急傾斜地帯の農地において、降雨による侵食等の被害防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施します。[環境農政局]</li> </ul>
関連計画	かながわ農業活性化指針

### 計画的な土地利用

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 市街地の防災性向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### アボイド情報による危険回避

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

1-5 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

#### 当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	土砂災害対策								
	治山対策								
	治水対策								
	河川改修								
	農業用施設等の整備								
	計画的な土地利用								
	市街地の防災性向上								
	アボイド情報による危険回避								
	避難場所の確保・整備								
	県民の防災意識の向上								
	外国人の安全確保対策								
	防災教育の充実								

	ハザードマップによる啓発								
	シェイクアウト訓練の実施								
	住民参加の防災訓練の実施								
	関係機関との連携による防災訓練の実施								
	地域特性に応じた訓練の実施								
	消防団・自主防災組織の強化								
	避難所の確保・整備								
	多数の者が利用する施設の安全確保								
⑳	地下街等における安全確保対策								
㉑	社会福祉施設の防災対策								
㉒	要配慮者等への支援								
㉓	県民等への情報発信体制の整備								
㉔	災害情報の収集・伝達体制の整備								
㉕	学校の防災体制の整備								
㉖	文化財所有者・管理者の防災対策								
㉗	火山災害対策								

## 土砂災害対策

推進方針	豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防施設（堰堤工・渓流保全工等）の整備を行います。[県土整備局]</li> <li>・地すべり防止施設（アンカー工・横ボーリング工等）の整備を行います。[県土整備局]</li> <li>・急傾斜地崩壊防止施設（コンクリート擁壁、法枠等）の整備を行います。[県土整備局]</li> <li>・土砂災害警戒区域等の指定を行います。[県土整備局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	砂防施設により保全される人家の割合	37.7%[H27]	39.5%[H31]
	地すべり防止施設により保全される人家の割合	48.1%[H27]	53.6%[H31]
	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率	53%[[H27]	60%[H36]
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）調査数（Y区域）	7,906区域[H27]	9,000区域[H31]
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）調査数（R区域）	209区域[H27]	9,000区域[H31]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 6		

## 治山対策

推進方針	土砂災害等の山地災害を未然に防止するため、治山施設を整備します。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒廃した森林を復旧し、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設を整備します。[環境農政局]</li> <li>・山地災害の危険性の高い保安林指定地から計画的に治山事業を進めます。[環境農政局]</li> </ul>		
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策 6		

治水対策

再掲（推進方針は 1-4 に記載）

河川改修

再掲（推進方針は 1-4 に記載）

農業用施設等の整備

再掲（推進方針は 1-4 に記載）

計画的な土地利用

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

市街地の防災性向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

アボイド情報による危険回避

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

避難場所の確保・整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

県民の防災意識の向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

外国人の安全確保対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

防災教育の充実

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

ハザードマップによる啓発

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

シェイクアウト訓練の実施

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

住民参加の防災訓練の実施

再掲（推進方針は 1-1 に記載）



## 関係機関との連携による防災訓練の実施

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## 地域特性に応じた訓練の実施

推進方針	様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・中山間地における災害発生を想定した訓練を実施します。[安全防災局]</li><li>・水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団員等の動員、水防工法等の水防訓練を実施します。[県土整備局]</li><li>・県警察、自衛隊、第三管区海上保安本部や民間の救護組織と連携して防災訓練を実施します。[安全防災局]</li></ul>

## 消防団・自主防災組織の強化

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## 避難所の確保・整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## 多数の者が利用する施設の安全確保

再掲（推進方針は 1-2 に記載）

### ⑳地下街等における安全確保対策

推進方針	地下街等において、混乱を防止し、的確な避難誘導を行うため、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時からの利用者への広報等の安全確保対策を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。[安全防災局][県土整備局]</li><li>・日頃から洪水等による地下施設等への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努めます。[県土整備局]</li><li>・市町村と共同して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及・啓発を行うとともに、建築物所有(管理)者に対して、指導助言を行います。[県土整備局]</li></ul>

### ㉑社会福祉施設の防災対策

再掲（推進方針は 1-2 に記載）

②③要配慮者等への支援

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

②④県民等への情報発信体制の整備

推 進 方 針	県民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行います。
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。[安全防災局][保健福祉局]</li> <li>・ 県民等の安全・安心を確保する上で特に重要となる避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定の 4 情報）を迅速、確実に伝達するため、市町村と共同で、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した報道機関等への情報提供を実施します。[安全防災局]</li> <li>・ 市町村が行う災害情報（避難情報）提供手段の整備に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと発災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。[政策局][安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策23

②⑤災害情報の収集・伝達体制の整備

推 進 方 針	災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県と市町村、国、消防機関、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進めます。
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。[政策局][安全防災局]</li> <li>・ 既存AVシステムの老朽化に伴う機器更新と、「テレビ会議システム」や「映像伝送システム」など連携するシステムも含め、「災害対策映像システム」全体の再構築を行います。[安全防災局]</li> <li>・ 災害情報の収集機能強化、効率・効果的な情報共有、県民等への情報提供機能の強化等、システムの高度化を図るため、「災害情報管理システム」の再構築を行います。[安全防災局]</li> <li>・ 市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。[安全防災局]</li> </ul>

②⑥学校の防災体制の整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

②⑦文化財所有者・管理者の防災対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## ㊸火山災害対策

推進方針	本県に被害を及ぼすおそれのある箱根山及び富士山の火山活動による影響を軽減するため、情報伝達、迅速な避難誘導等の火山災害対策を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。[関係局]</li> <li>・山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。[安全防災局]</li> <li>・関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。また、噴火時を想定した実践的な防災訓練を実施し、富士山の火山災害に対する防災体制の充実を図ります。[安全防災局]</li> <li>・県温泉地学研究所における火山活動の観測や調査研究の成果等を分かりやすく県民に広報し、県民の防災知識の向上を図ります。[安全防災局]</li> <li>・観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及・啓発に努めます。[産業労働局]</li> <li>・箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議します。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	箱根山（大涌谷）火山避難計画

（起きてはならない最悪の事態）

### 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	津波避難に係る情報伝達体制の整備								
	県民の防災意識の向上								
	外国人の安全確保対策								
	住民参加の防災訓練の実施								
	消防団・自主防災組織の強化								
	県民等への情報発信体制の整備								
	災害情報の収集・伝達体制の整備								

津波避難に係る情報伝達体制の整備

再掲（推進方針は 1-3 に記載）

県民の防災意識の向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

外国人の安全確保対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

住民参加の防災訓練の実施  
再掲（推進方針は 1-1 に記載）

消防団・自主防災組織の強化  
再掲（推進方針は 1-1 に記載）

県民等への情報発信体制の整備  
再掲（推進方針は 1-5 に記載）

災害情報の収集・伝達体制の整備  
再掲（推進方針は 1-5 に記載）

（事前に備えるべき目標）

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

（起きてはならない最悪の事態）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	港湾の整備								
	水道施設の耐震化及び給水体制の確保								
	県民の防災意識の向上								
	医薬品・医療機器等の整備								
	広域応援体制の強化								
	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保								
	学校の防災体制の整備								

### 港湾の整備

推進方針	県が管理している港湾施設について、災害時における海上輸送路の確保を図ることに留意しながら整備を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の管理する葉山港、湘南港、大磯港及び真鶴港の港湾施設については、緊急物資、避難者の輸送のための岸壁等の耐震化工事の完了に伴い、さらに機能の充実を進めます。[県土整備局]</li> <li>・港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じるよう努めます。[県土整備局]</li> </ul>

## 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

推進方針	阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性のより一層の向上を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営水道の管轄区域では、災害時に重要となる、災害拠点病院などの重要給水施設への供給管路や基幹管路のほか、基幹浄水場や一次配水池の耐震化を行います。[企業局]</li> <li>・ 県営水道では、県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受け入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な施設に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。[企業局]</li> <li>・ 県営水道の管轄区域では、災害時における生活用水等を確保するため、応急給水体制の整備を図るとともに、県営水道給水区域内市町との災害時の応急給水に関する訓練等を実施します。[企業局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	県営水道管轄区域での災害拠点病院（9箇所）の供給管路耐震化率	73.3%[H27]	100%[H30]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策27		

## 県民の防災意識の向上

再掲（推進方針は1-1に記載）

## 医薬品・医療機器等の整備

推進方針	災害拠点病院について、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実します。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村から要請された支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。[保健福祉局]</li> <li>・ 災害時の迅速・適切な情報伝達手段の確保のため、県内の医薬品卸売業者営業所等に設置しているMCA無線装置の通話訓練を実施します。[保健福祉局]</li> <li>・ 災害時における重症・重篤患者の受け入れ・治療に当たる災害拠点病院としての役割を果たすための、自家発電装置等の施設整備や医療資器材等の設備を充実させる費用を補助します。[保健福祉局]</li> <li>・ 人工透析患者の医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。[保健福祉局]</li> <li>・ 県立病院の施設の耐震化を進めるとともに、水、電気、燃料などのライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の改修などを計画的に進めます。また、災害時医療資材の更新を進めます。[保健福祉局]</li> <li>・ 医療用ガス、医療機器及び歯科用品を確保するため、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、県医療機器販売業協会及び県歯科用品商協同組合と連携し、医療用ガス、医療機器及び歯科用品の適正な供給体制の整備を進めます。[保健福祉局]</li> </ul>		
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策14		

## 広域応援体制の強化

推進方針	広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れられるよう、神奈川県災害時広域受援計画を必要に応じて見直します。[安全防災局]</li> <li>・被災市町村への応急活動を実施するため、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れなど、災害活動中央基地としての役割を担う県総合防災センターを運営するとともに、その機能の充実を図ります。[安全防災局]</li> <li>・市町村及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討していきます。[安全防災局]</li> <li>・他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。[安全防災局]</li> <li>・九都県市域の相互応援を円滑に行うため、平常時から、応援受入体制の整備や情報の共有を行います。[安全防災局]</li> <li>・大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化に向けて取り組みます。[安全防災局]</li> <li>・大規模災害時において県で「神奈川県消防広域運用調整本部」（略称：かながわ消防）を設置し、県内消防本部の応援部隊と一丸となって迅速かつ的確に活動できるよう継続的な訓練を行い、実効性を強化していきます。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県災害時広域受援計画

## 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

推進方針	地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における生活必需物資の確保のため、生活必需物資の調達に関する協定を締結します。[産業労働局]</li> <li>・市町村等への支援をできる限り行うために協定品目の拡充や協定企業等の拡大に努めます。また、災害時に調達を円滑に行うために、協定企業等との連絡体制の整備に努めます。[安全防災局][県民局][環境農政局][産業労働局]</li> <li>・被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。[安全防災局][県民局][環境農政局][産業労働局]</li> <li>・市町村や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図ります。[安全防災局][県民局][環境農政局][産業労働局]</li> <li>・自宅や事業所等における備蓄の推進に向けた普及・啓発を実施します。[安全防災局]</li> </ul>

## 学校の防災体制の整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	道路・橋りょう等の整備							
	ヘリポート等の整備							
	孤立化対策の推進							

### 道路・橋りょう等の整備

推進方針	道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進めます。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送道路、避難路となる道路や橋りょうの整備を進めます。[県土整備局]</li> <li>・ 災害時の緊急輸送道路としての機能や集落孤立防止等に貢献するため、広域農道「小田原湯河原線」の整備を行います。[環境農政局]</li> <li>・ 災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、交通拠点へのアクセス道路等を多重性のある道路ネットワークとして整備するとともに、都市内のどの地域にも複数の経路でアクセスできるよう計画的な整備を進めます。[県土整備局]</li> <li>・ 道路橋について、国等が定める耐震基準等に基づき、新設、架替、既存道路橋の耐震補強工事を行います。[県土整備局]</li> <li>・ 市町村の管理する道路、橋りょうについて、耐震性の強化等の技術的支援を進めます。[県土整備局]</li> <li>・ 市町村と連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。また、県は、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めます。[安全防災局][環境農政局][県土整備局]</li> <li>・ トンネルや横断歩道橋の定期点検を実施し、必要な補強工事を実施します。[県土整備局]</li> <li>・ 地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路のうち、緊急輸送の骨格をなす第1次緊急輸送道路について、地震による倒壊等で通行障害を引き起こすおそれのある沿道建築物に対して市町村が実施する耐震診断・耐震改修への補助事業に対して支援を行います。[県土整備局]</li> </ul>		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	IC接続道路整備の着手・整備継続・完了予定路線数	計画路線4、整備済み2、着手済み2、未着手-[H27]	整備継続・完了予定2[H36]
	交流幹線道路網整備の着手・整備継続・完了予定路線数	計画路線32、整備済み16、着手済み12、未着手4[H27]	整備継続・完了予定17[H36]
	広域農道「小田原湯河原線」整備の事業進捗率	56%[H27]	完了予定[H36]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策16 神奈川県耐震改修促進計画		

## ヘリポート等の整備

推進方針	ヘリコプターを活用するため、ヘリコプター臨時離着陸場の拡充や燃料の確保を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めていきます。さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布します。[関係局]</li> <li>・ヘリポートの確保やヘリコプターの臨時離着陸場の指定にあたり、自衛隊や県警察等の関係機関との調整を図るなど、災害時に使用できるヘリポート確保のために必要な助言や情報提供を行います。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策15

## 孤立化対策の推進

推進方針	大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、市町村と連携して孤立化対策に取り組みます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努める市町村の取組を支援します。[安全防災局]</li> <li>・大規模災害により孤立地域が発生した場合に備え、県西部地域や自衛隊の駐屯地に設置している防災倉庫の資機材の点検・整備を行います。[安全防災局]</li> </ul>

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	関係機関との連携による防災訓練の実施							
	救助・救急体制の充実							
	消防の広域化							
	消防職員の育成							
	広域応援体制の強化							
	警察署等の資機材整備							

関係機関との連携による防災訓練の実施

再掲（推進方針は1-1に記載）



## 救助・救急体制の充実

推進方針	大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市における地震災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努めます。[安全防災局]</li> <li>・市町村消防力の充実・強化を図るため、防災用資機材等の整備を支援します。[安全防災局]</li> </ul>

## 消防の広域化

推進方針	住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすため、消防の広域化により、消防力の一層の充実強化を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う消防広域化等に必要な施設・設備等に対し財政支援を行い、広域化を推進することで、市町村消防の体制強化を図ります。[安全防災局]</li> </ul>		
業績重指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	消防の広域化や消防指令センターの共同運用に参加する市町村数	15市町村[H27]	22市町村[H30]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策30 神奈川県消防広域化推進計画		

## 消防職員の育成

推進方針	大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、消防職員の能力向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防全般にわたる基礎的な知識・技術（実技訓練）等の習得、並びに消防職員として必要な人格の形成を図るとともに、多種多様な災害に対する専門的な知識及び技術の練磨を図ることで、複雑高度化する消防業務に、その能力を十分に発揮できる消防職員の育成を図ります。[安全防災局]</li> <li>・他県の消防学校等と合同訓練を実施し、互いの警防・救助技術の向上及び両県消防行政の連携強化を図ります。[安全防災局]</li> <li>・救急隊員の早期確保を図るため、消防学校の救急科教育を効率的かつ効果的に実施するための資機材等の充実を図ります。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策30

広域応援体制の強化  
再掲（推進方針は 2-1 に記載）

警察署等の資機材整備

推進方針	大規模災害が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実します。
主な取組	・大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。[警察本部]

（起きてはならない最悪の事態）

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	医薬品・医療機器等の整備								
	燃料の確保								

医薬品・医療機器等の整備  
再掲（推進方針は 2-1 に記載）

燃料の確保

推進方針	大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進めます。
主な取組	・大規模災害時に、災害対策上重要な車両や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を確保するため、神奈川県石油業協同組合との協定や、石油連盟との覚書により、燃料の確保対策を進めます。[安全防災局]

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	県民の防災意識の向上								
	帰宅困難者対策の推進								
	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保								

### 県民の防災意識の向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 帰宅困難者対策の推進

推 進 方 針	交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、県民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行います。
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の確保に努めるとともに、飲料水等の備蓄を進めます。[安全防災局]</li> <li>・市町村が行う帰宅抑制や備蓄の啓発、帰宅困難者備蓄整備に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・管内市町村が実施する帰宅困難者対策訓練に積極的に参加して、管内主要駅構内及び周辺での帰宅困難者対策の円滑な運営及び関係機関相互の連携強化に協力することで、帰宅困難者を早期に解消させる取組を促進します。[各地域県政総合センター]</li> <li>・九都県市で連携し、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結先の拡充を図ります。[安全防災局]</li> <li>・企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進します。[産業労働局]</li> <li>・大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。[安全防災局]</li> <li>・企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図ります。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策17

### 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

再掲（推進方針は 2-1 に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	防災拠点となる公共施設等の耐震化							
	道路・橋りょう等の整備							
	関係機関との連携による防災訓練の実施							
	県民の救護能力の向上							
	災害時医療救護体制の整備							
	医薬品・医療機器等の整備							
	ヘリポート等の整備							
	広域応援体制の強化							
	道路啓開・交通規制体制の整備							

防災拠点となる公共施設等の耐震化

再掲（推進方針は 1-2 記載）

道路・橋りょう等の整備

再掲（推進方針は 2-2 に記載）

関係機関との連携による防災訓練の実施

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

県民の救護能力の向上

推 進 方 針	地域住民による救護活動の実施を支援します。
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の救護能力の向上を図るための普及・啓発を実施します。[安全防災局]</li> <li>・ 市町村が行う住民向けの救命講習に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策12

## 災害時医療救護体制の整備

推 進 方 針	災害時における医療救護体制を整備します。		
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の薬歴やアレルギー情報などの健康情報を、県が構築する健康情報プラットフォーム（データベース）に蓄積し、災害時の救護活動等における活用を目的として、蓄積した情報を災害時の支援者が活用します（ヘルスケアICTシステム（マイME - BYOカルテ）の取組）。[政策局]</li> <li>・ 救急医療体制の課題である搬送時間（治療開始時間）の短縮による救急医療体制の充実・強化の方策として、ヘリコプターの特性を活かした搬送システムを整備します。[保健福祉局]</li> <li>・ 大規模災害時に備えた研修・訓練を実施するほか、県医療救護本部の情報通信体制の強化を図ります。[保健福祉局]</li> <li>・ 災害拠点病院の施設整備に対する費用の補助を行います。[保健福祉局]</li> <li>・ 災害医療の技術や知見を持つ神奈川DMATの整備を行うことで、災害発生時における医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療確保を図ります。[保健福祉局]</li> <li>・ 災害時に精神科医療及び精神保健活動が円滑に実施できるようにするため、かながわDPATの体制を整備します。[保健福祉局]</li> <li>・ 救急医療情報システムを医師会など関係機関と協同して運営します。また、救命指導医及び救急救命士の資質向上のための研修を実施します。[安全防災局][保健福祉局]</li> <li>・ 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ県内や近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設などと施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導します。また、その内容を県に登録するよう要請します。[保健福祉局]</li> <li>・ 介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等により、介護職員等の派遣体制の整備に努めます。[保健福祉局]</li> </ul>		
業 績 重 指 要 標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	「マイME - BYOカルテ」登録者数	10,026人[H28]	50万人[H30]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策14		

### 医薬品・医療機器等の整備

再掲（推進方針は2-1に記載）

### ヘリポート等の整備

再掲（推進方針は2-2に記載）

### 広域応援体制の強化

再掲（推進方針は2-1に記載）

## 道路啓開・交通規制体制の整備

推進方針	道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時の交通の混乱を防止し、緊急通行車両等の円滑な運行を確保するため、緊急交通路における交通規制に必要な資機材を整備します。[警察本部]</li> <li>・災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。[県土整備局]</li> <li>・緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が発災時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用にあつめます。[安全防災局][警察本部]</li> <li>・緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。また、緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、県警察、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進めます。[安全防災局][県土整備局][警察本部]</li> </ul>

（起きてはならない最悪の事態）

### 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	災害時医療救護体制の整備								
	防疫体制の整備								
	広域火葬体制の強化								

### 災害時医療救護体制の整備

再掲（推進方針は2-6に記載）

### 防疫体制の整備

推進方針	感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。[保健福祉局]</li> <li>・災害時に感染症等が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。[保健福祉局]</li> </ul>

## 広域火葬体制の強化

推進方針	大規模災害により、被災した市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化します。	
主な取組	・災害時における遺体の埋火葬を円滑に進めるため、県は、神奈川県広域火葬計画に基づき市町村と連携して広域的な協力体制をとります。[保健福祉局]	
関連計画	神奈川県広域火葬計画	

(事前に備えるべき目標)

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

#### 3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	関係機関との連携による防災訓練の実施							
	警備活動訓練の実施							
	警察署等の耐震化							
	警察署等の資機材整備							

#### 関係機関との連携による防災訓練の実施

再掲(推進方針は1-1に記載)

#### 警備活動訓練の実施

推進方針	災害警備活動の円滑な遂行を図るため、継続して警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施します。
主な取組	・東海地震の警戒宣言発令前の準備段階から警戒宣言発令時及び災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施します。[警察本部]

## 警察署等の耐震化

推進方針	県警察本部庁舎が被災した場合に備えるため、代替施設を整備します。
主な取組	・大規模災害発生時に、指揮本部や活動拠点となる警察署等の耐震性の強化に計画的に取り組みます。また、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。[警察本部]

## 警察署等の資機材整備

再掲（推進方針は 2-3 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

### 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	信号機等の安全性の確保								

## 信号機等の安全性の確保

推進方針	道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、災害に強い交通安全施設等の整備を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における交通の安全と円滑を確保するため、停電時における信号機の減灯対策に必要な機器を整備するなど、災害に強い交通安全施設等の整備を推進します。[警察本部]</li> <li>・交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入します。また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を強めるとともに、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。[警察本部]</li> </ul>



(起きてはならない最悪の事態)

### 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	防災拠点となる公共施設等の耐震化							
	実践的な訓練の実施							
	警察署等の耐震化							
	災害対策本部の機能強化							
	業務継続体制の確保							
	学校の防災体制の整備							
	復興対策マニュアルの整備							

#### 防災拠点となる公共施設等の耐震化

再掲（推進方針は 1-2 に記載）

#### 実践的な訓練の実施

推 進 方 針	複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図ります。
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで、大規模火災や津波など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。また、地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等の防災訓練、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。[安全防災局ほか関係局]</li> <li>・ 災害対策本部が設置される災害時を想定し、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するために、やさしい日本語及び多言語による情報提供や、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応の役割を果たす事ができるよう、災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施します。[県民局]</li> </ul>

#### 警察署等の耐震化

再掲（推進方針は 3-1 に記載）

## 災害対策本部の機能強化

<p>推進方針</p>	<p>地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進めます。</p>
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震発生時を想定した各局等の初動対応等の検証を行い、災害対策本部の機能強化を図ります。[安全防災局]</li> <li>・市町村、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。[安全防災局]</li> <li>・災害対策本部室が被災した場合を想定して、県総合防災センターを代替災害対策本部とするための、防災行政通信網代行統制局の機能維持、幹部参集の交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。[安全防災局]</li> <li>・通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。[関係局]</li> <li>・職員に対する災害対策本部配備要員必携カードや職員配備表等の配布、職員向けホームページの作成を通じて、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。[関係局]</li> </ul>

## 業務継続体制の確保

<p>推進方針</p>	<p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。</p>
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の必要に応じた見直し及び研修等を実施するとともに、市町村の業務継続計画の策定を推進します。[安全防災局]</li> <li>・災害用備蓄食としてアルファ米の減耗更新及び補食の整備を行います。[警察本部]</li> <li>・発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。[関係局]</li> </ul>
<p>関連計画</p>	<p>神奈川県業務継続計画</p>

## 学校の防災体制の整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## 復興対策マニュアルの整備

推進方針	事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組みます。
主な取組	・被災後の復興対策を円滑かつ着実に実施するために策定した「神奈川県震災復興対策マニュアル」について、随時見直しを実施します。[安全防災局]
関連計画	神奈川県震災復興対策マニュアル

(事前に備えるべき目標)

### 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

#### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	津波避難に係る情報伝達体制の整備								
	電線の地中化								
	輻輳への対策								
	雪害に対する安全性の確保								

#### 津波避難に係る情報伝達体制の整備

再掲(推進方針は1-3に記載)

#### 電線の地中化

推進方針	災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。
主な取組	・災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、電線類を地中化することにより、防災対策の向上を図ります。[県土整備局]

## 輻輳への対策

推進方針	輻輳（電話が繋がりにくい状況）対策として、NTT東日本や携帯電話事業者等が提供する災害用伝言板の活用について周知啓発を図ります。
主な取組	・九都県市で連携し、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話事業者が運用する災害用伝言板の利用方法を記載する帰宅困難者対策リーフレットを作成し、その活用について周知します。[安全防災局]

## 雪害に対する安全性の確保

推進方針	大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図ります。
主な取組	・上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図ります。[関係局]

（起きてはならない最悪の事態）

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	津波避難に係る情報伝達体制の整備								
	県民等への情報発信体制の整備								
	被災者支援に関する情報システムの構築								

#### 津波避難に係る情報伝達体制の整備

再掲（推進方針は 1-3 に記載）

#### 県民等への情報発信体制の整備

再掲（推進方針は 1-5 に記載）

## 被災者支援に関する情報システムの構築

推進方針	県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。[安全防災局]</li> <li>・県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。[安全防災局][保健福祉局]</li> </ul>

(事前に備えるべき目標)

- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	企業の防災体制の確立								

### 企業の防災体制の確立

推進方針	災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行います。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者・団体、中小企業支援担当者を対象に、BCPの作成支援、事例集の活用、セミナーを実施します。[産業労働局]</li> <li>・企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて企業における防災力の向上に努めます。[安全防災局][産業労働局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策11

(起きてはならない最悪の事態)

## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	企業の防災体制の確立								

企業の防災体制の確立

再掲 (推進方針は 5-1 に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

## 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	石油コンビナート防災対策								

石油コンビナート防災対策

推進方針	石油タンクやガスタンク等の施設に対して、防災対策を推進し、周辺住居地域への被害拡大を防止します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油貯蔵施設が所在する横浜市、川崎市、隣接する横須賀市が行う防災対策に対し交付金を交付するとともに、県は防災施設等を整備します。[安全防災局]</li> <li>大規模災害発生の未然防止策の充実を図るため、事業所の予防対策に係る進捗状況調査を実施し、その結果を踏まえて、より効果的な予防対策を実施します。[安全防災局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県石油コンビナート等防災計画

(起きてはならない最悪の事態)

## 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	漁港の整備								

## 漁港の整備

推進方針	県が管理する漁港施設について、災害時における海上輸送路の確保を図ることにも留意しながら継続して整備を進めます。		
主な取組	・地震・津波からの施設の被害を最小限に抑えるとともに、漁業活動の早期かつ安定した再開を図るため、県営漁港の重要な岸壁について、耐震対策を進めます。[環境農政局]		
業績重要指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	県営漁港の耐震化率	49%[H27]	100%[H30]

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	海岸保全施設等の整備								
	土砂災害対策								
	治山対策								
	道路・橋りょう等の整備								
	港湾の整備								

#### 海岸保全施設等の整備

再掲（推進方針は 1-3 に記載）

#### 土砂災害対策

再掲（推進方針は 1-5 に記載）

#### 治山対策

再掲（推進方針は 1-5 に記載）

#### 道路・橋りょう等の整備

再掲（推進方針は 2-2 に記載）

## 港湾の整備

再掲（推進方針は 2-1 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

### 5-6 食料等の安定供給の停滞

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	漁港の整備								
	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保								

## 漁港の整備

再掲（推進方針は 5-4 に記載）

## 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

再掲（推進方針は 2-1 に記載）

（事前に備えるべき目標）

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

（起きてはならない最悪の事態）

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	非常時のガス供給体制の整備								
	発電設備の管理								
	企業の防災体制の確立								
	自立・分散型エネルギーの導入促進								
	雪害に対する安全性の確保								



## 非常時のガス供給体制の整備

推進方針	ガスの応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めていますが、非常時の応急供給体制の整備も継続して進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害が発生した場合の緊急用LPガス（液化石油ガス）の供給を確保するため、避難場所等への供給体制の整備を進めます。[安全防災局]</li> <li>・地震災害時の一般家庭等におけるLPガス設備の点検体制の整備を進めます。[安全防災局]</li> </ul>

## 発電設備の管理

推進方針	電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行います。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備の定期的なオーバーホールを実施するなど、計画的な維持管理を行います。[企業局]</li> </ul>

## 企業の防災体制の確立

再掲（推進方針は5-1に記載）

## 自立・分散型エネルギーの導入促進

推進方針	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電等の再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーション等の分散型電源の導入を促進します。[産業労働局]</li> <li>・応急対策の一環として、災害時に電気を供給することができる電気自動車及び燃料電池自動車の普及促進を図ります。[産業労働局]</li> </ul>
関連計画	かながわスマートエネルギー計画

## 雪害に対する安全性の確保

再掲（推進方針は4-1に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	水道施設の耐震化及び給水体制の確保								
	雪害に対する安全性の確保								

水道施設の耐震化及び給水体制の確保

再掲（推進方針は 2-1 に記載）

雪害に対する安全性の確保

再掲（推進方針は 4-1 に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	汚水処理機能の確保								
	雪害に対する安全性の確保								

汚水処理機能の確保

推進方針	下水道施設の耐震化や、処理場や幹線管渠のネットワーク等のバックアップ体制の確立など、安全性の確保を図ります。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域下水道施設の耐震補強工事を実施します。[県土整備局]</li> <li>・ネットワーク幹線の整備（相模川右岸処理場と左岸幹線管渠を繋ぐ寒川平塚幹線の整備）を行います。[県土整備局]</li> <li>・下水道施設の耐津波化（処理場の津波浸水対策及び放流口からの津波進入防止対策の実施）を行います。[県土整備局]</li> <li>・下水道施設の機能確保を図るため、復旧用資機材の備蓄や近隣都県及び事業者と連携を進めます。[県土整備局]</li> <li>・下水道施設について、国の「下水道地震・津波対策技術検討委員会」による提言等を受け、下水道施設の耐震診断調査及び補強工事を実施するとともに、流域下水道の処理場や幹線管渠のネットワーク等のバックアップ体制の整備を進めます。[県土整備局]</li> </ul>		
業績重指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	流域下水道施設の耐震化率	56%[H27]	69%[H30]

雪害に対する安全性の確保  
再掲（推進方針は 4-1 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

#### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	海岸保全施設等の整備								
	土砂災害対策								
	治山対策								
	道路・橋りょう等の整備								
	港湾の整備								
	電線の地中化								
	道路啓開・交通規制体制の整備								
	信号機等の安全性の確保								

海岸保全施設等の整備  
再掲（推進方針は 1-3 に記載）

土砂災害対策  
再掲（推進方針は 1-5 に記載）

治山対策  
再掲（推進方針は 1-5 に記載）

道路・橋りょう等の整備  
再掲（推進方針は 2-2 に記載）

港湾の整備  
再掲（推進方針は 2-1 に記載）

電線の地中化  
再掲（推進方針は 4-1 に記載）

道路啓開・交通規制体制の整備  
再掲（推進方針は 2-6 に記載）

信号機等の安全性の確保  
再掲（推進方針は 3-2 に記載）

(事前に備えるべき目標)

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	建物の不燃化対策							
	市街地の防災性向上							
	避難場所の確保・整備							
	消防団・自主防災組織の強化							
	消防の広域化							
	消防職員の育成							
	広域応援体制の強化							
	文化財所有者・管理者の防災対策							

#### 建物の不燃化対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

#### 市街地の防災性向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

#### 避難場所の確保・整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

#### 消防団・自主防災組織の強化

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

#### 消防の広域化

再掲（推進方針は 2-3 に記載）

#### 消防職員の育成

再掲（推進方針は 2-3 に記載）

#### 広域応援体制の強化

再掲（推進方針は 2-1 に記載）

#### 文化財所有者・管理者の防災対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

## 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	石油コンビナート防災対策								

石油コンビナート防災対策

再掲（推進方針は 5-3 に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

## 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策								
	民間大規模建築物の耐震化								
	避難場所の確保・整備								
	道路啓開・交通規制体制の整備								
	応急危険度判定等の体制整備								

住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

民間大規模建築物の耐震化

再掲（推進方針は 1-2 に記載）

避難場所の確保・整備

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

道路啓開・交通規制体制の整備

再掲（推進方針は 2-6 に記載）

## 応急危険度判定等の体制整備

推 進 方 針	<p>応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備をさらに充実します。</p>
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時における人的二次災害を防止するための応急危険度判定活動を的確に実施できるよう、判定士の養成・訓練を実施するとともに、県内市町村及び他の都道府県との連携を含めた判定実施体制の整備を行います。[県土整備局]</li> <li>・応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して任務が遂行できるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備します。[県土整備局]</li> <li>・市町村が被災宅地危険度判定のために必要なマニュアルを整備する際に、情報提供等の支援を行います。[県土整備局]</li> </ul>

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	貯水池等の整備								
	ダム施設等の管理								
	河川管理施設の整備								

### 貯水池等の整備

推 進 方 針	<p>上流地域の災害防止を図るため、護岸の整備や貯水池の堆積土砂の除去を行います。</p>
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害等による上流地域の災害防止を図るため、相模貯水池大規模建設改良事業により、相模貯水池のしゅんせつ、流入支川の保全等を行います。[県土整備局][企業局]</li> </ul>

## ダム施設等の管理

推進方針	完成後、相当の年月が経過し、老朽化しつつあるダム施設等について、計画的に更新等を行います。
主な取組	・県管理のダムについて、関係事業者との調整を行いながら、施設の管理及び施設改良を行います。[県土整備局][企業局]

## 河川管理施設の整備

推進方針	時間の経過とともに老朽化が進む河川管理施設について、維持管理を強化します。
主な取組	・河川管理施設の施設点検や重要水防箇所等からランクづけを行い、計画的・重点的に維持補修を進めます。[県土整備局]

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	危険物等施設の安全対策								

危険物等施設の安全対策

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	治山対策								
	森林の機能維持								

砂防林の整備								
農業用施設等の整備								

## 治山対策

再掲（推進方針は 1-5 に記載）

### 森林の機能維持

推進方針	水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全な森林整備を図るため、森林の状況に応じた造林、適切な保育間伐を推進するとともに、複層林や混交林など災害に強い多彩な森林づくりを進めます。[環境農政局]</li> <li>水源地域の森林において、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を進めます。[環境農政局]</li> <li>森林をそれぞれの目的に応じた保安林に指定し、施業の制限を行うとともに、森林の状況が悪化している保安林の整備を進めます。[環境農政局]</li> </ul>

### 砂防林の整備

推進方針	湘南海岸では、強風により海岸地帯の住宅や道路が飛砂や塩害の被害を被っているため、飛砂防備対策に取り組みます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>湘南海岸一帯の住民及び公共施設を飛砂、塩害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全を図るため、砂防林の整備・保全を進めます。[県土整備局]</li> </ul>

### 農業用施設等の整備

再掲（推進方針は 1-4 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

## 7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	県民等への情報発信体制の整備							



県民等への情報発信体制の整備  
再掲（推進方針は 1-5 に記載）

（事前に備えるべき目標）

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（起きてはならない最悪の事態）

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	災害廃棄物の処理体制の整備								

災害廃棄物の処理体制の整備

推進方針	大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の災害廃棄物処理計画の策定を促します。[環境農政局]</li> <li>・国、市町村及び民間事業者団体等とともに、災害廃棄物の処理に係る新しい協力体制の構築について検討します。[環境農政局]</li> </ul>
関連計画	神奈川県循環型社会づくり計画 神奈川県災害廃棄物処理計画

（起きてはならない最悪の事態）

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
	港湾の整備								
	道路啓開・交通規制体制の整備								
	復興対策マニュアルの整備								

### 港湾の整備

再掲（推進方針は 2-1 に記載）

### 道路啓開・交通規制体制の整備

再掲（推進方針は 2-6 に記載）

### 復興対策マニュアルの整備

再掲（推進方針は 3-3 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

## 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野						
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用
	県民の防災意識の向上							
	防災教育の充実							
	消防団・自主防災組織の強化							
	要配慮者等への支援							
	避難所の運営体制の整備							
	応急仮設住宅の迅速・的確な提供							
	ペット対策							
	災害救援ボランティア活動の充実強化							
	被災者相談の実施体制の整備							
	復興対策マニュアルの整備							

### 県民の防災意識の向上

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 防災教育の充実

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 消防団・自主防災組織の強化

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

### 要配慮者等への支援

再掲（推進方針は 1-1 に記載）

## 避難所の運営体制の整備

推進方針	避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮するよう努めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所マニュアル策定指針」について、必要に応じて見直しを行います。[安全防災局]</li> <li>・市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。[安全防災局]</li> <li>・避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。[保健福祉局]</li> </ul>
関連計画	避難所マニュアル策定指針

## 応急仮設住宅の迅速・的確な提供

推進方針	応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上げ型）の供給に関する訓練を実施します。[安全防災局][県土整備局]</li> <li>・市町村に対し、住家被害の調査担当者のための研修機会の拡充を図ることなどにより、災害時の住家被害調査の迅速化を図ります。[安全防災局]</li> <li>・他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を推進するとともに、市町村の協定締結の支援を行います。[安全防災局][県土整備局]</li> <li>・応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、津波にも配慮した建設候補地の土地情報を市町村の協力のもとで充実します。また、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を強化します。[県土整備局]</li> <li>・従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討します。[県土整備局]</li> <li>・災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備します。[安全防災局][県土整備局]</li> <li>・高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。[保健福祉局][県土整備局]</li> </ul>

## ペット対策

推進方針	大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行います。
主な取組	・飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及・啓発を行い、災害時に備えます。[保健福祉局]
関連計画	災害時動物救護マニュアル

## 災害救援ボランティア活動の充実強化

推進方針	ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行います。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う災害ボランティアの資機材整備・防災訓練・研修に対し、財政支援を行います。[安全防災局]</li> <li>・災害時のボランティア支援体制が円滑に機能するよう、平常時から訓練の実施などの実践的な備えを行うとともに、関係機関・団体との連携協力体制づくりに努めます。[県民局]</li> <li>・福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。[県民局]</li> <li>・情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。[県民局]</li> <li>・災害時のボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関と連携しボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。[県民局]</li> </ul>

## 被災者相談の実施体制の整備

推進方針	地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、県民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進めます。
主な取組	・神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会との協定に基づき、市町村が開催する被災者の相談会に相談業務従事者を派遣する際、手続が円滑に行えるよう平常時から関係機関との連携・協議を行います。[安全防災局]

復興対策マニュアルの整備  
再掲（推進方針は 3-3 に記載）

（起きてはならない最悪の事態）

8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	復興対策マニュアルの整備								
	地籍調査の促進								

復興対策マニュアルの整備  
再掲（推進方針は 3-3 に記載）

地籍調査の促進

推進方針	大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する地籍調査の取組を支援し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。[県土整備局]</li> <li>・大規模地震発生時に津波による浸水が想定される相模湾沿岸の都市部を「緊急重点地域」と位置づけ、沿岸市町による集中的、効率的な地籍調査（土地の所有者、地番、地目、境界、面積を明らかにする）事業の促進を図ります。[県土整備局]</li> </ul>

（起きてはならない最悪の事態）

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスク
	地下水採取の規制								
	河川改修								
	排水施設の整備								
	高潮対策								
	地籍調査の促進								

## 地下水採取の規制

推進方針	局所的な地盤沈下の状況を把握するため水準測量等の調査を継続し、地盤沈下の防止を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内の地盤沈下地域を神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県条例）により、地下水採取の規制地域として規制します。[環境農政局]</li><li>・ 県条例で指定する地下水採取規制指定地域及び指定地域の周辺地域の市町が、地盤沈下調査として実施する水準測量等の事業費に対して補助を行います。[環境農政局]</li><li>・ 工業用水法、県条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき報告される地下水採取量等や市町が実施する水準測量調査データを集計整理して、地盤沈下調査結果の取りまとめを行います。[環境農政局]</li></ul>

### 河川改修

再掲（推進方針は 1-4 に記載）

### 排水施設の整備

再掲（推進方針は 1-4 に記載）

### 高潮対策

再掲（推進方針は 1-4 に記載）

### 地籍調査の促進

再掲（推進方針は 8-4 に記載）

## 第4章 計画の推進

### 1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

本県では、人命の保護を最優先とする観点から施策の重点化を図ることとする。重点化すべき施策により回避する「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり示す。

重点化すべき施策により回避する起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生

### 2 計画の見直し

本計画については、国の基本計画が概ね5年ごとに見直されること等を考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

## (別紙1) 国土強靱化に係る施策の洗い出し結果

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	行政機能/警察・消防等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策</li> <li>避難場所の確保・整備</li> <li>液化化対策</li> <li>危険物等施設の安全対策</li> <li>外国人の安全確保対策</li> <li>関係機関との連携による防災訓練の実施</li> <li>消防団・自主防災組織の強化</li> <li>避難所の確保・整備</li> <li>要配慮者等への支援</li> <li>学校の防災体制の整備</li> <li>文化財所有者・管理者の防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策</li> <li>建物の不燃化対策</li> <li>計画的な土地利用</li> <li>市街地の防災性向上</li> <li>避難場所の確保・整備</li> <li>避難所の確保・整備</li> <li>学校の防災体制の整備</li> <li>文化財所有者・管理者の防災対策</li> </ul>	
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の者が利用する施設の安全確保</li> <li>学校の防災体制の整備</li> <li>文化財所有者・管理者の防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間大規模建築物の耐震化</li> <li>防災拠点となる公共施設等の耐震化</li> <li>学校の防災体制の整備</li> <li>文化財所有者・管理者の防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点となる公共施設等の耐震化</li> <li>社会福祉施設の防災対策</li> <li>要配慮者等への支援</li> </ul>
	1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難施設等の整備</li> <li>津波避難に係る情報伝達体制の整備</li> <li>津波に関する知識の普及啓発</li> <li>津波対策訓練の実施</li> <li>津波対策を意識したまちづくり</li> <li>関係機関との連携による防災訓練の実施</li> <li>消防団・自主防災組織の強化</li> <li>学校の防災体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難施設等の整備</li> <li>海岸保全施設等の整備</li> <li>津波対策を意識したまちづくり</li> <li>学校の防災体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の防災対策</li> <li>要配慮者等への支援</li> </ul>
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		<ul style="list-style-type: none"> <li>治水対策</li> <li>河川改修</li> <li>排水施設の整備</li> <li>高潮対策</li> <li>計画的な土地利用</li> <li>市街地の防災性向上</li> </ul>	
	1-5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の確保・整備</li> <li>関係機関との連携による防災訓練の実施</li> <li>外国人の安全確保対策</li> <li>地域特性に応じた訓練の実施</li> <li>消防団・自主防災組織の強化</li> <li>避難所の確保・整備</li> <li>地下街等における安全確保対策</li> <li>要配慮者等への支援</li> <li>災害情報の収集・伝達体制の整備</li> <li>学校の防災体制の整備</li> <li>火山災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害対策</li> <li>治水対策</li> <li>河川改修</li> <li>計画的な土地利用</li> <li>市街地の防災性向上</li> <li>避難場所の確保・整備</li> <li>避難所の確保・整備</li> <li>学校の防災体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の防災対策</li> <li>要配慮者等への支援</li> </ul>
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の安全確保対策</li> <li>消防団・自主防災組織の強化</li> <li>県民等への情報発信体制の整備</li> <li>災害情報の収集・伝達体制の整備</li> </ul>		



施策分野（個別）				施策分野（横断的）
情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション
	・危険物等施設の安全対策	・避難場所の確保・整備	・計画的な土地利用 ・アボイド情報による危険回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策</li> <li>・建物の不燃化対策</li> <li>・液化化対策</li> <li>・危険物等施設の安全対策</li> <li>・県民の防災意識の向上</li> <li>・外国人の安全確保対策</li> <li>・防災教育の充実</li> <li>・ハザードマップによる啓発</li> <li>・シェイクアウト訓練の実施</li> <li>・住民参加の防災訓練の実施</li> <li>・消防団・自主防災組織の強化</li> <li>・要配慮者等への支援</li> <li>・学校の防災体制の整備</li> <li>・文化財所有者・管理者の防災対策</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間大規模建築物の耐震化</li> <li>・文化財所有者・管理者の防災対策</li> </ul>
・津波避難に係る情報伝達体制の整備				<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波に関する知識の普及啓発</li> <li>・津波対策訓練の実施</li> <li>・津波対策を意識したまちづくり</li> <li>・県民の防災意識の向上</li> <li>・外国人の安全確保対策</li> <li>・防災教育の充実</li> <li>・ハザードマップによる啓発</li> <li>・シェイクアウト訓練の実施</li> <li>・住民参加の防災訓練の実施</li> <li>・関係機関との連携による防災訓練の実施</li> <li>・消防団・自主防災組織の強化</li> <li>・学校の防災体制の整備</li> </ul>
		・農業用施設等の整備 ・計画的な土地利用	・計画的な土地利用 ・アボイド情報による危険回避	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等への情報発信体制の整備</li> <li>・災害情報の収集・伝達体制の整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山対策</li> <li>・農業用施設等の整備</li> <li>・計画的な土地利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な土地利用</li> <li>・アボイド情報による危険回避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害対策</li> <li>・県民の防災意識の向上</li> <li>・外国人の安全確保対策</li> <li>・防災教育の充実</li> <li>・ハザードマップによる啓発</li> <li>・シェイクアウト訓練の実施</li> <li>・住民参加の防災訓練の実施</li> <li>・消防団・自主防災組織の強化</li> <li>・多数の者が利用する施設の安全確保</li> <li>・地下街等における安全確保対策</li> <li>・学校の防災体制の整備</li> <li>・文化財所有者・管理者の防災対策</li> <li>・火山災害対策</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波避難に係る情報伝達体制の整備</li> <li>・外国人の安全確保対策</li> <li>・県民等への情報発信体制の整備</li> <li>・災害情報の収集・伝達体制の整備</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の防災意識の向上</li> <li>・外国人の安全確保対策</li> <li>・住民参加の防災訓練の実施</li> <li>・消防団・自主防災組織の強化</li> <li>・県民等への情報発信体制の整備</li> </ul>

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態				
		行政機能/警察・消防等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉		
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域応援体制の強化</li> <li>・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保</li> <li>・学校の防災体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾の整備</li> <li>・水道施設の耐震化及び給水体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品・医療機器等の整備</li> </ul>
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立化対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋りょう等の整備</li> <li>・ヘリポート等の整備</li> </ul>	
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携による防災訓練の実施</li> <li>・救助・救急体制の充実</li> <li>・消防の広域化</li> <li>・消防職員の育成</li> <li>・広域応援体制の強化</li> <li>・警察署等の資機材整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携による防災訓練の実施</li> </ul>
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品・医療機器等の整備</li> </ul>
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者対策の推進</li> </ul>		
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携による防災訓練の実施</li> <li>・広域応援体制の強化</li> <li>・道路啓閉・交通規制体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋りょう等の整備</li> <li>・ヘリポート等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる公共施設等の耐震化</li> <li>・関係機関との連携による防災訓練の実施</li> <li>・県民の救護能力の向上</li> <li>・災害時医療救護体制の整備</li> <li>・医薬品・医療機器等の整備</li> <li>・ヘリポート等の整備</li> </ul>
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時医療救護体制の整備</li> <li>・防疫体制の整備</li> <li>・広域火葬体制の強化</li> </ul>
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備活動訓練の実施</li> <li>・警察署等の耐震化</li> <li>・警察署等の資機材整備</li> </ul>		
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機等の安全性の確保</li> </ul>		
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる公共施設等の耐震化</li> <li>・実践的な訓練の実施</li> <li>・警察署等の耐震化</li> <li>・災害対策本部の機能強化</li> <li>・業務継続体制の確保</li> <li>・学校の防災体制の整備</li> <li>・復興対策マニュアルの整備</li> </ul>		
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線の地中化</li> <li>・雪害に対する安全性の確保</li> </ul>	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等への情報発信体制の整備</li> <li>・被災者支援に関する情報システムの構築</li> </ul>		
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下			
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響			
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止		<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設等の整備</li> <li>・土砂災害対策</li> <li>・道路・橋りょう等の整備</li> <li>・港湾の整備</li> </ul>	
		5-6	食料等の安定供給の停滞			

施策分野（個別）				施策分野（横断的）
情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション
・医薬品・医療機器等の整備	・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保		・県民の防災意識の向上 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保
				・関係機関との連携による防災訓練の実施 ・広域応援体制の強化
	・燃料の確保			
	・帰宅困難者対策の推進			・県民の防災意識の向上 ・帰宅困難者対策の推進 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保
・災害時医療救護体制の整備				
				・防疫体制の整備
				・関係機関との連携による防災訓練の実施
・信号機等の安全性の確保				
・災害対策本部の機能強化				・防災拠点となる公共施設等の耐震化 ・災害対策本部の機能強化 ・学校の防災体制の整備
・津波避難に係る情報伝達体制の整備				・輻輳への対策
・津波避難に係る情報伝達体制の整備 ・被災者支援に関する情報システムの構築				
	・企業の防災体制の確立			・企業の防災体制の確立
	・企業の防災体制の確立			・企業の防災体制の確立
	・石油コンビナート防災対策			
	・漁港の整備			
		・治山対策		
	・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	・漁港の整備 ・飲料水、食料及び生活必需物資等の確保		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態				
		行政機能/警察・消防等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉		
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止		・発電設備の管理 ・雪害に対する安全性の確保	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		・水道施設の耐震化及び給水体制の確保 ・雪害に対する安全性の確保	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		・汚水処理機能の確保 ・雪害に対する安全性の確保	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	・道路啓開・交通規制体制の整備	・海岸保全施設等の整備 ・土砂災害対策 ・道路・橋りょう等の整備 ・港湾の整備 ・電線の地中化 ・道路啓開・交通規制体制の整備	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	・消防団・自主防災組織の強化 ・消防の広域化 ・消防職員の育成 ・広域応援体制の強化 ・文化財所有者・管理者の防災対策	・建物の不燃化対策 ・市街地の防災性向上 ・避難場所の確保・整備 ・文化財所有者・管理者の防災対策	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生			
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生	・道路啓開・交通規制体制の整備 ・応急危険度判定等の体制整備	・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策 ・民間大規模建築物の耐震化 ・避難場所の確保・整備	
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		・貯水池等の整備 ・ダム施設等の管理 ・河川管理施設の整備	
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出			
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	・県民等への情報発信体制の整備		
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・復興対策マニュアルの整備	・港湾の整備	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・避難所の運営体制の整備 ・応急仮設住宅の迅速・的確な提供 ・ペット対策 ・災害救援ボランティア活動の充実強化 ・復興対策マニュアルの整備	・応急仮設住宅の迅速・的確な提供	・要配慮者等への支援 ・避難所の運営体制の整備 ・応急仮設住宅の迅速・的確な提供
		8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・復興対策マニュアルの整備	・地籍調査の促進	
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		・河川改修 ・排水施設の整備 ・高潮対策 ・地籍調査の促進	

施策分野（個別）				施策分野（横断的）
情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	リスクコミュニケーション
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時のガス供給体制の整備</li> <li>・企業の防災体制の確立</li> <li>・自立・分散型エネルギーの導入促進</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の防災体制の確立</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機等の安全性の確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山対策</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開・交通規制体制の整備</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の確保・整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の不燃化対策</li> <li>・消防団・自主防災組織の強化</li> <li>・文化財所有者・管理者の防災対策</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート防災対策</li> </ul>			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策</li> <li>・民間大規模建築物の耐震化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等施設の安全対策</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等施設の安全対策</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山対策</li> <li>・森林の機能維持</li> <li>・砂防林の整備</li> <li>・農業用施設等の整備</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等への情報発信体制の整備</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理体制の整備</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開・交通規制体制の整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救援ボランティア活動の充実強化</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の防災意識の向上</li> <li>・防災教育の充実</li> <li>・消防団・自主防災組織の強化</li> <li>・要配慮者等への支援</li> <li>・ペット対策</li> <li>・災害救援ボランティア活動の充実強化</li> <li>・被災者相談の実施体制の整備</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水採取の規制</li> </ul>		

## (別紙2) 脆弱性評価結果

### 1-1

#### 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策

- 住宅の耐震化率は89%と、建て替え等により順次進んでいますが、都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題であることから、住宅の耐震化を進めるため、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要があります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進める必要があります。

##### 建物の不燃化対策

- 東日本大震災における本震による火災のうち、原因が特定されたもののうち過半数が電気関係の出火でした。地震による出火防止には、感震ブレーカー等の設置が効果的であることから、感震ブレーカー等の設置を推進する必要があります。

##### 計画的な土地利用

- 市町村が実施する避難地、避難路及び防災まちづくり拠点等の整備に関し、事業計画の策定や交付金の採択について技術的支援を行う必要があります。

##### 市街地の防災性向上

- 延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する必要があります。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進します。

##### アボイド情報による危険回避

- 自然災害による被害発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、「自然災害回避（アボイド）行政」を今後も継続して推進する必要があります。

##### 避難場所の確保・整備

- 都市の過密化が進む本県においては、公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ることが必要となっています。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。

### 液状化対策

- ・東日本大震災では、関東地方でも液状化が確認されたことから、本県においても引き続き、液状化対策を進める必要があります。また、県民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域の啓発に努める必要があります。

### 危険物等施設の安全対策

- ・危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性の強化、充実が必要です。先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められています。また、東日本大震災では、津波に起因する火災が発生したと考えられており、危険物等施設における津波対策を進める必要があります。

### 県民の防災意識の向上

- ・県民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、こうした防災意識の向上に努める必要があります。

### 外国人の安全確保対策

- ・言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行う必要があります。

### 防災教育の充実

- ・東日本大震災では、津波等の被害により、多くの児童・生徒等が犠牲になりました。そのため、防災教育の一層の充実を図る必要があります。

### ハザードマップによる啓発

- ・ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路など、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、県民の防災意識の向上を進める必要があります。

### シェイクアウト訓練の実施

- ・自らのいのちを守る意識の高揚を図り、地震発生時の的確な安全確保行動等の普及を進める必要があります。

### 住民参加の防災訓練の実施

- ・災害が発生した後、人命の救助・救急活動や、津波からの避難行動、初期消火活動など、自分や周囲の人々のいのちを守る行動を迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から備えておくことが重要です。そのため、行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も防災訓練を実施・経験してもらうことで、地域の災害対応力の向上を図る必要があります。

### 関係機関との連携による防災訓練の実施

- ・医療救護活動や広域応援活動など、関係機関が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておく必要があります。

#### 消防団・自主防災組織の強化

- ・大規模災害発生時には、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。

#### 避難所の確保・整備

- ・大規模な災害の発生により、大量の被災者が出ることで、さらには避難生活が長期にわたる場合に備えて、避難所が不足した場合の広域的な避難、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図る必要があります。

#### 要配慮者等への支援

- ・東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であるなど、高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する必要があります。

#### 学校の防災体制の整備

- ・児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する必要があります。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る必要があります。

#### 文化財所有者・管理者の防災対策

- ・災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める必要があります。

## 1-2

### 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

#### 民間大規模建築物の耐震化

- ・地震発生時に多くの人滞る可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などでの地震の揺れによる被害を軽減する必要があります。

#### 防災拠点となる公共施設等の耐震化

- ・災害時に応急活動の拠点となる施設等の耐震化を進め、被災後の迅速かつ円滑な応急復旧活動を可能にする必要があります。

#### 多数の者が利用する施設の安全確保

- ・地下街、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設について、地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進める必要があります。

#### 社会福祉施設の防災対策

- ・社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。



#### 要配慮者等への支援

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 学校の防災体制の整備

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 文化財所有者・管理者の防災対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

### 1-3

## 大規模津波等による多数の死者の発生

#### 津波避難施設等の整備

- ・ 津波避難施設や避難路等を整備し、津波発生時の迅速な避難を支援する必要があります。

#### 津波避難に係る情報伝達体制の整備

- ・ 住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、津波情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進める必要があります。

#### 津波に関する知識の普及啓発

- ・ 県民等の津波防災意識の向上を図り、津波発生時の避難行動に結びつける必要があります。

#### 津波対策訓練の実施

- ・ 様々な状況を想定した津波対策訓練を繰り返し実施し、県民等の津波からの早期避難意識を高める必要があります。

#### 海岸保全施設等の整備

- ・ 防潮堤や河川堤防など、海岸保全施設等の整備を進め、津波の浸水、河川遡上などを防止・抑止して、迅速な避難を支援し、また被害の拡大を抑制する必要があります。

#### 津波対策を意識したまちづくり

- ・ 津波からの避難の視点等を踏まえて、まちづくりを進めていく必要があります。

#### 県民の防災意識の向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 外国人の安全確保対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 防災教育の充実

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### ハザードマップによる啓発

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### シェイクアウト訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 住民参加の防災訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 関係機関との連携による防災訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 消防団・自主防災組織の強化

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 社会福祉施設の防災対策

- ・（再掲。評価結果は1-2に記載。）

#### 要配慮者等への支援

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 学校の防災体制の整備

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

## 1-4

### 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### 治水対策

- ・都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する必要があります。

#### 河川改修

- ・大河川については、長期的には年超過確率1/100 から1/150 の規模の洪水を安全に流下させることを目標として、また、その他早急に改修を必要とする中小河川については、1時間あたり50mm～60mmの降雨相当（4年～10年に1回の降雨）の計画規模を当面の目標として治水対策を推進する必要があります。

#### 排水施設の整備

- ・市町村が実施する浸水防止対策の整備を促進していく必要があります。

#### 高潮対策

- ・ 海岸高潮対策として、護岸等を整備するのみならず、侵食に合わせ、かつ、環境・利用が調和した対策が必要です。  
河川高潮対策として、帷子川においては、築地橋、万里橋、平岡橋、JR 東海道本線橋りょう、JR根岸線橋りょう、JR 貨物線橋りょう、京浜急行橋りょうの7橋りょうの対策を検討する必要があります。

#### 農業用施設等の整備

- ・ 農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の安全性をより一層向上する必要があります。

#### 計画的な土地利用

- ・ (再掲。評価結果は1-1に記載。)

#### 市街地の防災性向上

- ・ (再掲。評価結果は1-1に記載。)

#### アボイド情報による危険回避

- ・ (再掲。評価結果は1-1に記載。)

### 1-5

#### 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

#### 土砂災害対策

- ・ 豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進する必要があります。

#### 治山対策

- ・ 土砂災害等の山地災害を未然に防止するために、治山施設を整備する必要があります。

#### 治水対策

- ・ (再掲。評価結果は1-4に記載。)

#### 河川改修

- ・ (再掲。評価結果は1-4に記載。)

#### 農業用施設等の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-4に記載。)

#### 計画的な土地利用

- ・ (再掲。評価結果は1-1に記載。)

#### 市街地の防災性向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### アボイド情報による危険回避

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 避難場所の確保・整備

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 県民の防災意識の向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 外国人の安全確保対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 防災教育の充実

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### ハザードマップによる啓発

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### シェイクアウト訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 住民参加の防災訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 関係機関との連携による防災訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 地域特性に応じた訓練の実施

- ・ 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る必要があります。

#### 消防団・自主防災組織の強化

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 避難所の確保・整備

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 多数の者が利用する施設の安全確保

- ・（再掲。評価結果は1-2に記載。）

⑳ 地下街等における安全確保対策

- ・都市機能の増進を図るために地下鉄、地下街、ビルの地下施設等の地下空間の有効活用が進められており、これらの施設において、混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時からの利用者への広報等の安全確保対策を進める必要があります。

㉑ 社会福祉施設の防災対策

- ・（再掲。評価結果は1-2に記載。）

㉒ 要配慮者等への支援

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

㉓ 県民等への情報発信体制の整備

- ・県民等への情報発信体制を整備し、迅速かつ正確に情報提供を行う必要があります。

㉔ 災害情報の収集・伝達体制の整備

- ・災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救急活動や消火活動を実施するため、県と市町村、国、消防機関、医療機関などの相互の情報収集・情報伝達手段の整備を進める必要があります。

㉕ 学校の防災体制の整備

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

㉖ 文化財所有者・管理者の防災対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

㉗ 火山災害対策

- ・本県に被害を及ぼすおそれのある箱根山及び富士山の火山活動による影響を軽減するため、情報伝達、迅速な避難誘導等の火山災害対策を進める必要があります。

1-6

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

津波避難に係る情報伝達体制の整備

- ・（再掲。評価結果は1-3に記載。）

県民の防災意識の向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

外国人の安全確保対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 住民参加の防災訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 消防団・自主防災組織の強化

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 県民等への情報発信体制の整備

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

#### 災害情報の収集・伝達体制の整備

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

## 2-1

### 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 港湾の整備

- ・ 県が管理している葉山港、湘南港、大磯港、真鶴港では、既に、耐震岸壁の整備や臨港道路の橋りょうの耐震化が完了していますが、港湾施設については、災害時における海上輸送路の確保を図ることに留意しながら整備を進める必要があります。

#### 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

- ・ 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生したため、ライフラインの安全性のより一層の向上を図る必要があります。

#### 県民の防災意識の向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 医薬品・医療機器等の整備

- ・ 災害拠点病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要があります。

#### 広域応援体制の強化

- ・ 大規模災害の発生により、甚大な被害が発生して、被災自治体だけでは対応できない場合は、県内・県外を問わず、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要となります。一方、神奈川県や県内市町村が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、こうした受援・応援を円滑に行うために、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る必要があります。

#### 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

- ・ 地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進する必要があります。

#### 学校の防災体制の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-1に記載。)

## 2-2

### 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### 道路・橋りょう等の整備

- ・ 道路等のネットワークは県民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、耐震化や多重性の確保を進める必要があります。

#### ヘリポート等の整備

- ・ ヘリコプターの緊急輸送は、発災時初期にはその機動力で大きな威力を発揮しますが、そのためにはヘリコプター臨時離着陸場の拡充や燃料の確保を進める必要があります。

#### 孤立化対策の推進

- ・ 大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、市町村と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。

## 2-3

### 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 関係機関との連携による防災訓練の実施

- ・ (再掲。評価結果は1-1に記載。)

#### 救助・救急体制の充実

- ・ 大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急活動に係る資機材等の充実を進める必要があります。

#### 消防の広域化

- ・ 住民の生命、身体、財産を守るという消防の責務を十分に果たすためには、消防の広域化により、消防力の一層の充実強化を図る必要があります。

#### 消防職員の育成

- ・ 大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、消防職員の能力向上を図る必要があります。

### 広域応援体制の強化

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

### 警察署等の資機材整備

- ・ 大規模災害が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実させていく必要があります。

## 2-4

### 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

#### 医薬品・医療機器等の整備

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

#### 燃料の確保

- ・ 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要があります。

## 2-5

### 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

#### 県民の防災意識の向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 帰宅困難者対策の推進

- ・ 大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあります。交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、県民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要があります。

#### 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

## 2-6

### 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### 防災拠点となる公共施設等の耐震化

- ・（再掲。評価結果は1-2に記載。）



#### 道路・橋りょう等の整備

- ・（再掲。評価結果は2-2に記載。）

#### 関係機関との連携による防災訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

#### 県民の救護能力の向上

- ・ 大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療機関だけでは十分な医療を提供できない事態も起こりかねないため、地域住民による救護活動の実施を支援する必要があります。

#### 災害時医療救護体制の整備

- ・ 大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起こりかねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要があります。

#### 医薬品・医療機器等の整備

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

#### ヘリポート等の整備

- ・（再掲。評価結果は2-2に記載。）

#### 広域応援体制の強化

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

#### 道路啓開・交通規制体制の整備

- ・ 道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する必要があります。

## 2-7

### 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### 災害時医療救護体制の整備

- ・（再掲。評価結果は2-6に記載。）

#### 防疫体制の整備

- ・ 感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を実施する必要があります。

#### 広域火葬体制の強化

- ・ 大規模災害により、被災した市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化する必要があります。

### 3-1

#### 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### 関係機関との連携による防災訓練の実施

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

##### 警備活動訓練の実施

- ・ 災害警備活動の円滑な遂行を図るため、継続して警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施する必要があります。

##### 警察署等の耐震化

- ・ 県警察本部庁舎が被災した場合に備えるため、代替施設を整備する必要があります。

##### 警察署等の資機材整備

- ・（再掲。評価結果は2-3に記載。）

### 3-2

#### 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### 信号機等の安全性の確保

- ・ 道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、災害に強い交通安全施設等の整備を推進する必要があります。

### 3-3

#### 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 防災拠点となる公共施設等の耐震化

- ・（再掲。評価結果は1-2に記載。）

##### 実践的な訓練の実施

- ・ 複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。

##### 警察署等の耐震化

- ・（再掲。評価結果は3-1に記載。）

##### 災害対策本部の機能強化

- ・ 地震による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を進める必要があります。

#### 業務継続体制の確保

- ・ 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る必要があります。

#### 学校の防災体制の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-1に記載。)

#### 復興対策マニュアルの整備

- ・ 事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組む必要があります。

### 4-1

#### 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

##### 津波避難に係る情報伝達体制の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-3に記載。)

##### 電線の地中化

- ・ 災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図る必要があります。

##### 輻輳への対策

- ・ 輻輳(電話が繋がりにくい状況)対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供しますが、その活用について周知する必要があります。

##### 雪害に対する安全性の確保

- ・ 大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図る必要があります。

### 4-2

#### テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

##### 津波避難に係る情報伝達体制の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-3に記載。)

##### 県民等への情報発信体制の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-5に記載。)

##### 被災者支援に関する情報システムの構築

- ・ 県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図る必要があります。

5-1

### サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 企業の防災体制の確立

- ・ 災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。

5-2

### 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

#### 企業の防災体制の確立

- ・ (再掲。評価結果は5-1に記載。)

5-3

### コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### 石油コンビナート防災対策

- ・ 東日本大震災や十勝沖地震など、過去の大規模地震において石油タンクやガスタンクの火災が発生しました。本県ではコンビナート地域に住居地域が近接しているため、住居地域に被害が及ばないよう防災対策を推進する必要があります。

5-4

### 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

#### 漁港の整備

- ・ 県が管理する一部の漁港では、既に耐震強化岸壁の整備が完了していますが、漁港施設については、災害時における海上輸送路の確保を図ることに留意しながら継続して整備を進める必要があります。

5-5

### 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

#### 海岸保全施設等の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-3に記載。)

#### 土砂災害対策

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

#### 治山対策

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

#### 道路・橋りょう等の整備

- ・（再掲。評価結果は2-2に記載。）

#### 港湾の整備

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

### 5-6

#### 食料等の安定供給の停滞

##### 漁港の整備

- ・（再掲。評価結果は5-4に記載。）

##### 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

### 6-1

#### 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

##### 非常時のガス供給体制の整備

- ・ ガスの応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めていますが、非常時の応急供給体制の整備も継続して進める必要があります。

##### 発電設備の管理

- ・ 電力の安定供給確保のため、発電設備の計画的な維持管理を行う必要があります。

##### 企業の防災体制の確立

- ・（再掲。評価結果は5-1に記載。）

##### 自立・分散型エネルギーの導入促進

- ・ エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。

##### 雪害に対する安全性の確保

- ・（再掲。評価結果は4-1に記載。）

## 6-2

### 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

#### 雪害に対する安全性の確保

- ・（再掲。評価結果は4-1に記載。）

## 6-3

### 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### 汚水処理機能の確保

- ・ 下水道施設の耐震化や、処理場や幹線管渠のネットワーク等のバックアップ体制の確立など、安全性を確保する必要があります。

#### 雪害に対する安全性の確保

- ・（再掲。評価結果は4-1に記載。）

## 6-4

### 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 海岸保全施設等の整備

- ・（再掲。評価結果は1-3に記載。）

#### 土砂災害対策

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

#### 治山対策

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

#### 道路・橋りょう等の整備

- ・（再掲。評価結果は2-2に記載。）

#### 港湾の整備

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

#### 電線の地中化

- ・（再掲。評価結果は4-1に記載。）

#### 道路啓開・交通規制体制の整備

- ・（再掲。評価結果は2-6に記載。）

信号機等の安全性の確保

- ・（再掲。評価結果は3-2に記載。）

7-1

市街地での大規模火災の発生

建物の不燃化対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

市街地の防災性向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

避難場所の確保・整備

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

消防団・自主防災組織の強化

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

消防の広域化

- ・（再掲。評価結果は2-3に記載。）

消防職員の育成

- ・（再掲。評価結果は2-3に記載。）

広域応援体制の強化

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

文化財所有者・管理者の防災対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

7-2

海上・臨海部の広域複合災害の発生

石油コンビナート防災対策

- ・（再掲。評価結果は5-3に記載。）

### 7-3

#### 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

##### 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

##### 民間大規模建築物の耐震化

- ・（再掲。評価結果は1-2に記載。）

##### 避難場所の確保・整備

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

##### 道路啓開・交通規制体制の整備

- ・（再掲。評価結果は2-6に記載。）

##### 応急危険度判定等の体制整備

- ・ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後さらに充実する必要があります。

### 7-4

#### ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### 貯水池等の整備

- ・ 上流地域の災害防止を図るため、護岸の整備や貯水池の堆積土砂の除去を行う必要があります。

##### ダム施設等の管理

- ・ 完成後、相当の年月が経過し、老朽化しつつあるダム施設等について、計画的に更新等を行う必要があります。

##### 河川管理施設の整備

- ・ 河川改修の推進に伴い、河川施設の整備が図られていますが、時間の経過とともに河川管理施設の老朽化が進み、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、維持管理を強化する必要があります。

### 7-5

#### 有害物質の大規模拡散・流出

##### 危険物等施設の安全対策

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）



## 7-6

### 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 治山対策

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

#### 森林の機能維持

- ・ 水源地域においては、私有林の公的管理を進めるとともに、広葉樹との混交林や複層林など多彩な森林づくりを進め、山地災害に強い森林をつくる必要があります。

#### 砂防林の整備

- ・ 湘南海岸では、強風により海岸地帯の住宅や道路が飛砂や塩害の被害を被っているため、飛砂防備対策に取り組む必要があります。

#### 農業用施設等の整備

- ・（再掲。評価結果は1-4に記載。）

## 7-7

### 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

#### 県民等への情報発信体制の整備

- ・（再掲。評価結果は1-5に記載。）

## 8-1

### 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 災害廃棄物の処理体制の整備

- ・ 東日本大震災では、宮城、岩手、福島の前3県で2,300万トンの災害廃棄物が発生しましたが、本県で想定する地震・津波が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されることから、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める必要があります。

## 8-2

### 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 港湾の整備

- ・（再掲。評価結果は2-1に記載。）

#### 道路啓開・交通規制体制の整備

- ・（再掲。評価結果は2-6に記載。）

#### 復興対策マニュアルの整備

- ・（再掲。評価結果は3-3に記載。）

### 8-3

#### 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 県民の防災意識の向上

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

##### 防災教育の充実

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

##### 消防団・自主防災組織の強化

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

##### 要配慮者等への支援

- ・（再掲。評価結果は1-1に記載。）

##### 避難所の運営体制の整備

- ・ 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。

##### 応急仮設住宅の迅速・的確な提供

- ・ 応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める必要があります。

##### ペット対策

- ・ 大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行う必要があります。

##### 災害救援ボランティア活動の充実強化

- ・ 東日本大震災においても、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。

#### 被災者相談の実施体制の整備

- ・ 地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関すること、事業の再興に関する事など、県民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されることから、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進める必要があります。

#### 復興対策マニュアルの整備

- ・ (再掲。評価結果は3-3に記載。)

### 8-4

#### 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 復興対策マニュアルの整備

- ・ (再掲。評価結果は3-3に記載。)

#### 地籍調査の促進

- ・ 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。

### 8-5

#### 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 地下水採取の規制

- ・ 局所的な地盤沈下の状況を把握するため水準測量等の調査を継続し、地盤沈下の防止を図る必要があります。

#### 河川改修

- ・ (再掲。評価結果は1-4に記載。)

#### 排水施設の整備

- ・ (再掲。評価結果は1-4に記載。)

#### 高潮対策

- ・ (再掲。評価結果は1-4に記載。)

#### 地籍調査の促進

- ・ (再掲。評価結果は8-4に記載。)